

## かがわ働き方改革推進大賞実施要綱

### (目的)

第1条 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する「働き方改革」に積極的に取り組み、これについて優れた成果が認められる事業所について、その功績を称えとともに、これを広く県民に周知することにより、「働き方改革」の取組みを県内全域に浸透させることを目的とする。

### (内容)

第2条 次のとおり最優秀賞及び優秀賞を授与する。

#### (1)最優秀賞

優秀賞の要件を満たす事業所のうち、最も優れていると認められる事業所に最優秀賞を授与する。

#### (2)優秀賞

長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進等の働き方の見直しや、多様で柔軟な働き方を選択できる働きやすい職場環境を整備するなど、働き方改革の取組みが他の模範となるよう優れている、もしくは着実な成果が認められる事業所に、優秀賞を授与する。

### (対象)

第3条 最優秀賞及び優秀賞の対象は、県内に本社又は主たる事務所を有する法人その他団体（国・地方公共団体を除く。）のうち、次に掲げる要件の全てを満たす事業所とする。

- (1) 「かがわ働き方改革推進宣言」を登録し、かつ、そこで定めた目標を応募時点において達成していること。
- (2) 次世代育成対策支援推進法及び、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、本社が所在する都道府県労働局に届け出ていること。
- (3) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員との関係者でない者であること。
- (4) 応募事業年度から起算して過去3事業年度の間において、労働関係法令等に関し、重大な違反がないことその他社会通念上受賞するにふさわしくないと判断される事由がないこと。
- (5) 過去において、かがわ働き方改革推進大賞最優秀賞を受賞していないこと。

### (応募等)

第4条 この要綱に基づき、最優秀賞及び優秀賞を受けようとする事業所は、別に定める応募用紙

（様式1）、選考資料（様式2）、確認書（様式3）に参考資料を添付して知事に提出するものとする。

2 知事は、前項により応募用紙の提出があった事業所に対し、必要に応じて調査をし、又は報告を求めることができるものとする。

3 最優秀賞及び優秀賞の授与は、毎年1回、一定の期日を定めて行うものとする。

### (審査基準)

第5条 審査基準は、別添のとおりとする。

(委員会の設置)

第6条 応募のあった事業所の中から、最優秀賞及び優秀賞を授与する事業所を決定するため、かがわ働き方改革推進大賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

2 この要綱に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

(被表彰者の決定)

第7条 知事は、選考委員会の選考に基づき被表彰者等を決定する。

(表彰を受けた事業所の公表)

第8条 表彰を受けた事業所の名称及びその取組内容等については、原則、県広報誌等に掲載し、公表するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に基づく最優秀賞及び優秀賞の授与に関し必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月14日から施行する。

別添（第5条関係）

1. 審査基準は次のとおりとする。

- (i) 宣言した取組内容とその成果（2項目）
- (ii) 現状実施できている働き方改革（12項目）

2. 評価方法は次のとおりとする。

- (1) 提出された応募書類等を参考に、1に掲げる各項目について、選考委員が評価した結果の合計点を各事業所の得点とする。
- (2) 選考委員の評価は、項目(i)においては、一貫性、革新性・先進性、継続性、成果等により最高得点を35点として、1点刻みで採点する。
- (3) 選考委員の採点の目安は次のとおりとする。

項目(i)	制度・実績とも になし					非常に優れて いる
	0点	7点	14点	21点	28点	35点

- (4) 選考委員の評価は、項目(ii)においては、実績の有無により0点か3点（審査基準8,11は1点、審査基準9,10は2点）で採点する。
- (5) 各選考委員の持ち点に選考委員の数を乗じた点数の60%を基準点とする。

3. 受賞者の決定方法は次のとおりとする。

(1) 最優秀賞

基準点以上の得点を有する事業所のうち、最も得点が高い1者を最優秀賞とする。

ただし、同点の事業所が2者以上あるときは、1位評価をした選考委員が最も多い事業所を受賞者とする。

また、同点の事業所が2者以上あり、かつ、1位評価をした選考委員が同数であるときは、選考委員の協議により受賞者を選定することとする。

(2) 優秀賞

基準点以上の得点を有する事業所のうち、最優秀賞を除き、最も得点が高い1者を優秀賞とする。

ただし、同点の事業所が2者以上あるときは、選考委員の協議により受賞者を選定することとする。